

神奈川大学大学院博士前期課程における 修業年限の短縮に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川大学大学院学則第22条に規定する修士課程又は博士前期課程の標準修業年限の短縮(以下「早期修了」という。)に関して各研究科における共通の取扱いについて定める。

(実施研究科)

第2条 この規程で早期修了を実施する研究科又は専攻(以下「実施研究科等」という。)は、別表のとおりとする。

(申請資格、審査基準及び審査方法)

第3条 早期修了に係る申請資格、審査基準及び審査方法は、実施研究科等において別に定めるものとする。

(届出)

第4条 早期修了を希望する者は、次の書類を添えて届け出なければならない。

(1) 標準修業年限短縮に関する届出書

(2) 研究計画書

(3) その他実施研究科等で定めた書類

2 前項の書類提出時期は、当該学生の1年次の年度当初とする。

(申請)

第5条 早期修了対象者の認定を希望する者は、次の書類を添えて申請しなければならない。

(1) 標準修業年限短縮対象者認定申請書

(2) 学業成績通知表の写し

(3) 指導教授の推薦書

(4) 研究進捗状況報告書

(5) その他実施研究科等で定めたもの

2 前項の書類提出時期は、実施研究科等において別に定めるものとする。

(審査)

第6条 実施研究科等は、研究科委員会において、前条に定める申請書類に基づき審査を行い、決定しなければならない。

(決定の取消し)

第6条の2 早期修了対象者が所定の期限までに修了要件を満たさなかったときは、やむを得ない事由がある場合を除き、前条の規定による決定を取り消すものとする。

(事務の所管)

第7条 この規程に関する事務は、教務課及び平塚教務課が所管する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学院委員会の審議を経て、理事会が行う。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成21年度入学者から適用する。

(略)

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成28年度入学者から適用し、平成27年度以前入学者については、なお従前の例による。

別表 (第2条関係)

(1) 法学研究科法律学専攻
(2) 経済学研究科経済学専攻
(3) 経営学研究科国際経営専攻
(4) 外国語学研究科欧米言語文化専攻
(5) 外国語学研究科中国言語文化専攻
(6) 人間科学研究科人間科学専攻（ただし、人間科学研究領域のみ）
(7) 理学研究科理学専攻

(8)	工学研究科機械工学専攻
(9)	工学研究科電気電子情報工学専攻
(10)	工学研究科応用化学専攻
(11)	工学研究科経営工学専攻
(12)	工学研究科建築学専攻
(13)	歴史民俗資料学研究科歴史民俗資料学専攻